

市政ホット ニュース

hot news!



桂市長に答申書を手渡す古江清隆札幌市国民健康保険運営協議会会長（右）

図1 答申の方式による保険料(医療分)比較
2人世帯の例

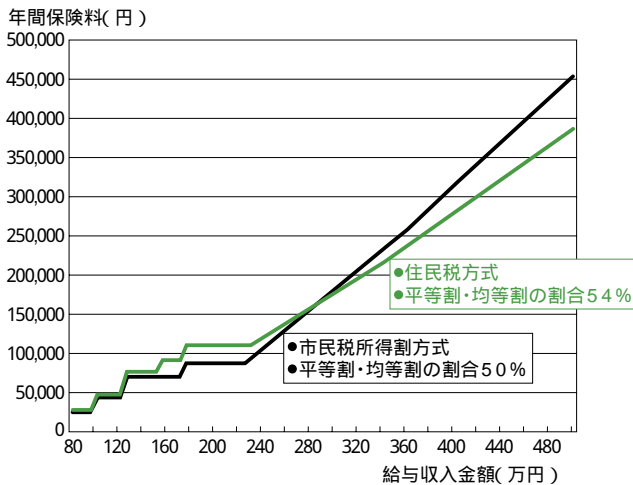
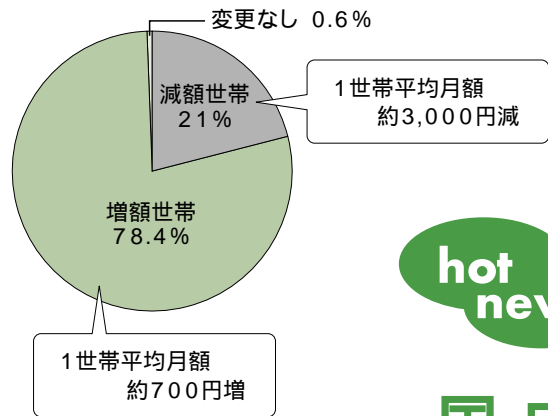


図2 答申の方式による保険料(医療分)減額・増額世帯の割合



hot news

中間所得層の負担緩和のため 国民健康保険料は「住民税方式」に 札幌市国民健康保険運営協議会から答申

このほど、札幌市国民健康保険運営協議会から、本市の国民健康保険料の賦課の在り方に関する答申書が提出されました。

本市の保険料の所得割は、昭和三十四年の制度創設時に採用した賦課方式により決定されており、世帯構成や年齢構造の変化に伴って、収入に対する保険料の負担割合に大きな格差が生じています。特に、中間所得層の保険料の負担割合が重くなるなどの不公平感が強まり、保険料滞納の要因にもなっていると考えられています。

こうした状況を踏まえ、答申では、保険料所得割の賦課方式を現行の「市民税所得割方式」から「住民税方式」へ変更すべきであるとしています。

「住民税方式」が選ばれた理由としては、税法上の控除などが反映され、負担能力に対して公平であること、

このほか、中間所得層の負担緩和のため医療分の賦課限度額(五十二万円)を、法令に定められた五十三万円まで引き上げることなどが盛り込まれています。

市では、答申に基づき、新方式の実施に向けた制度の整備を進めていきます。

増を避けられることなどが挙げられます。現在、一世帯当たり、世帯の人数当たりの「平等割・均等割」のみを負担している世帯にも、所得に応じた「所得割」を負担していただく場合が出てきますが、中間所得層への負担の集中は緩和されます。

また、保険料賦課の総額に対する「平等割・均等割」の割合を現在の五〇%から五四%に引き上げ、「所得割」がかららない世帯にも、応分の負担を求めていくことが望ましいとしています。

5 2

【詳細】国保年金課 ☎(211) 29